

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	タクシー事業者感染防止対策支援事業
補 助 事 業 の 目 的	社会生活や経済活動を支える公共交通を維持し、事業の継続を図るため、タクシー事業者が実施する感染防止対策に要する経費を支援する。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	<p>兵庫県内に営業所を置くタクシー事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業※を経営する者のうち、次の要件を満たす事業者）</p> <p>国の訪日外国人受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）、又は地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）の交付を受け、感染防止設備を設置した事業者。</p> <p>※ 福祉輸送事業限定を除く</p>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	<p>感染症対策として令和3年4月1日から令和4年3月10日の間にタクシー事業者が発注した次の品目の導入に要する経費（国の訪日外国人受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）又は地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）において補助対象となる事業経費のうち、次の品目に要する経費）</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>①空気清浄機（車載用）</p> <p>②空気清浄モニター（車載用）</p> <p>③低濃度オゾン発生装置（車載用）</p>
補 助 金 の 額	<p>補助金の額は補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/2とする。</p> <p>ただし、補助対象経費の1/4を上限とする。</p> <p>なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（注）消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除く。</p>
適 用 除 外 す る 条 項	—
そ の 他 の 事 項	—